

○不破消防組合消防職員定数条例

昭和43年5月1日条例第3号

改正

昭和49年4月1日条例第18号
平成10年4月1日条例第2号
平成15年10月11日条例第2号
平成25年4月1日条例第2号
令和5年3月22日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、不破消防組合消防職員（以下「消防職員」という。）の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 消防職員の定数は、消防吏員64人とする。

2 消防吏員の階級別定数は、消防長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日条例第18号）

この条例は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成10年4月1日条例第2号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月11日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。